

樹木管理等作業委託 特記仕様書

第1章 一般共通事項

1. 適用範囲

- 1) この特記仕様書は、枚方市が発注する樹木移植・樹木植栽・剪定整枝・低木整枝・支障木伐採作業等に適用するものとする。
- 2) 業務の実施については、大阪府都市整備部監修の最新版土木請負工事必携（共通仕様書とする）及び本仕様書等によるものとする。
- 3) 業務の実施にあたっては、業務計画書を提出し市監督員と協議のうえ実施すること。
- 4) 業務について受注者は、本仕様書並びに作業注意事項を確認し、業務責任者並びに主任技術者は移植・植栽・剪定・伐採・低木整枝技術の向上をはかり安全作業を遂行すること。
また、業務責任者に関しては、作業員の健康状態を常に把握し作業に従事させるとともに、事故・ケガ等がないよう配慮すること。

2. 業務について

- 1) 場所・日時・数量等の業務委託指示書の引渡しをもって、個別の発注とする。
- 2) 履行期間については、令和6年7月1日から令和7年7月31日までとする。

3. 法令等の遵守

業務の実施にあたり、受注者は建設業法・道路交通法・都市公園法・騒音規制法・労働基準法・廃掃法・職業安定法・労働者災害補償保険法・その他関係法規及び発注者の条例、規定等業務実施に関する諸法令規則を遵守すること。

- ・ 業務使用車両については、自動車NOx・PM法（車種規制）等規制条件を満たしておくものに限る。

なお、本業務受注者であることを明確にするため、社名入り車両にて確認ができるようにすること。

4. 疑義

特記仕様書及び設計図書等に疑義のある場合もしくは業務上必要な事項で記載のないものについては、別途協議の上定めるものとする。

5. 苦情・要望等の処理

業務の実施にあたり、関係官公署及び地元代表者・周辺住民等と協議する必要がある場合は、速やかに市監督員と協議を行うこと。

また、苦情・要望等を受けたときも速やかに市監督員に連絡すること。

6. 安全管理

- 1) 作業区域内外の安全管理については、作業区域周辺に利用者が立ち入り、事故等が起きることのないよう十分に現場を把握し良好な現場管理を行うこと。
- 2) 作業中は安全確保のため、通行人・車両の誘導を行い、建造物等に損傷を与えないよう十分注意すること。
- 3) 路線（路上）作業では危険防止のため、交通誘導員・カラーコーン等を設け道路協議書に基づく安全管理を行い作業すること。
- 4) 路線（路上）作業では、危険防止のため交通誘導員を作業箇所には1名以上配置するものとする。
- 5) 高所作業車及び重機を使用する際は、危険防止のため交通誘導員を作業箇所には1名以上配置するものとする。

- 6) 現場作業員は安全(防護衣・防護具等の使用)重視し作業すること。
- 7) 受注者は作業などを行う際の飛び石等が通行人及び近隣家屋、その他施設等に被害を及ぼすことが無いように養生を行い、十分注意して作業を行うこと。
- 8) 受注者は本業務の作業に伴い、第三者に与えた損害や建造物等に生じた損害を填補するため、保険等に参加し、その写しを業務計画書に添付すること。
また、併せて労災保険成立証明書を提出すること。

7. 提出書類

- 1) 提出書類については、提出書類一覧表(枚方市ホームページ参照)をもとに作成し、期日内に提出すること。
- 2) 業務計画書。
- 3) その他提出書類については、監督員指定の様式にて作成するものとする。

8. 写真管理

- 1) 業務写真は、作業前・作業中・作業後(集枝・積込)の3枚(5枚)一対とし、同一場所(同一風景)で撮影するものとする。
- 2) 業務写真は、原則として一箇所当り(作業前・中・後 三枚で一対)を作業範囲にもよるが概ね2～5対程度撮影するものとし、数日間にわたる作業についても作業中の写真を毎日撮影するものとし作業完了後速やかに提出すること。
- 3) 業務車両を含める写真については必ず社名が確認できるよう撮影すること。
処分状況写真も同等とする。
- 4) 黒板は、業務名等・箇所番号・箇所名・月日・作業内容・作業(前・中・後・集枝・積込・塵芥・処分)を明確に明記すること。
- 5) 業務写真には、作業風景及び各路線・路上にて交通誘導員を配置するとともに、必ず配置人員全員が写るよう明確に撮影すること。
- 6) 剪定枝等搬入については、処分毎に撮影し添付すること。

9. 作業終了に伴う検査(監督職員)

- 1) 検査を受けようとする箇所は、受注者によってあらかじめ検査を受けられる状態にして監督職員に連絡し検査日を設定する。
- 2) 検査は、出来栄並びに清掃状況等、本仕様書に基づいて行うものとする。
また、基準として監督職員と受注者で行うものとする。
- 3) その作業が基準(各仕様書事項)に満たない場合は監督職員と総括監督員との協議のうえ、受注者の説明を要求し然るべき措置を講じてもらうこととする。

10. 完了に伴う検査(検査員)

- 1) 完了検査
完了検査は、工期末日までに整備された書類を提出し、その書類を以って検査員が本業務の検査をするものとする。

11. 契約金支払いについて

- 1) 完了払い
本業務にかかる契約金の支払いは、検査完了後に完了払い金請求書をもって支払いするものとする。

第2章 業務関係

1. 一般共通事項

業務実施は、第1章・1に基づき行うこと。

2. 管理業務

- 1) 樹木移植
本作業は、市監督員と協議した場所に樹木を移植するものである。

作業実施にあたり、市監督員と協議し、樹木の性質や根の状況を熟知したうえで掘り取り・根巻き・運搬・土壌改良・植込み・支柱立込み・灌水等の一連の作業を適切に行うものとする。

2) 植栽

本作業は、市監督員と協議した場所に樹木を植栽するものである。

作業実施にあたり、樹木の性質や状態を十分把握した上で、配植、植穴掘り、植付け、植戻し、養生までの一連の作業を行うものとする。

また、埋め戻し作業には肥料・土壌改良材等の混入も含む。

3) 樹木剪定整枝

剪定は、樹木のもつ自然樹形を基本とし、樹木固有の美しさを保つように行うこと。

作業実施にあたり、樹木それぞれの性質・形状を熟知したうえで監督職員と協議し、切り詰め・枝抜き・切返し・幹吹き・ヒコ生えの除去等の作業を行うものとし、樹形が不揃いにならないようにすること。

4) 低木整枝

本作業は、樹木の美観を一定に保つため、樹冠を刈り取り整形するものとする。

樹木の表面の枝葉を密にし、通風・採光を良くし、病虫害などに対する抵抗力を強めるものである。

作業実施にあたっては、その機能・形状に応じて集団としての美観を維持するように樹種の特性に配慮しながら監督職員と協議のうえ行うこと。

- 低木整枝(玉物)

株立ち・一本立ちを問わず球状・半球状に仕立ててあるものに適用する。

- 低木整枝(寄せ植え)

寄せ植えされた低木が高さよりも平面的に広く植栽されたものに適用する。

5) 支障木伐採

本作業は、枯損木及び管理上支障となる樹木を伐採するものである。

作業の実施にあたっては、根元から鋸、チェーンソー等で切り倒すものであるため、作業者は足元を整理し十分な安全策を講じ作業すること。

なお、伐採木の根株は、人が躓いたりする危険のないよう地際より処理するものとする。その方法は、監督員との協議によるものとする。

6) 現地発生品の処分

作業に際し、現場発生品の処分方法については、関係法令及び条例等を遵守し処分すること。

a) 処分共

枚方市から指定を受けている一般廃棄物再生利用業者へ処分すること。

積算上「枚方市中宮大池4丁目3-6」とし、運搬距離は3.3kmとする。

約後速やかに【処分受入承諾書】を処分先と結び提出すること。また、本業務完了時には【処分受入証明書】を提出すること。

b) 処分費が計上されていない場合については、中部区画3号公園予定地に運搬搬入すること(公園みどり課が発注するものに限る)。

3. 剪定枝等搬入(公園みどり課が発注するものに限る)

1) 各現場から発生する剪定枝等は、受注者の責任において分別し搬入すること。

2) 剪定枝等の搬入にあたって、他の業者・周辺住民等の第三者とのトラブルを起こさないよう注意すること。

また、出入り口付近では交通に注意し、事故等絶対に起こさないこと。

3) 搬入地が受注者の責に於いて使用不可となった場合受注者の責任において復旧すること。

4) 剪定枝等搬入積み下ろしについては受注者で行うこと。

- 5) 出入り口の施錠については受注者の責任に於いて行うこと。
- 6) 搬入場所に持ち込めるもの
剪定枝・刈込枝・その他公園みどり課が許可するもの
なお、搬入に際しては1mまでの長さに木挽きし搬入すること
- 7) 幹(直径 10cm 以上)のものに対しては、1m以上の長さで搬入し、指定の場所に積み下ろしすること。
- 8) 搬入場所に持ち込めないもの
舗装ガラ・土塊・空き缶・支柱杭・ゴミその他粉碎業務(リサイクル)不可能な物。
- 9) 搬入場所・時間
中部区画 3 号公園予定地 枚方市東田宮 1 丁目 19 番地内(枚方高校南側)
搬入時間は平日の 9:00～17:30 を厳守すること。

第3章 積算について

- 1) 本業務の積算については、令和 5 年度建設工事積算基準等(国土交通省)、及び、令和 4 年度造園修景積算の手引きを参考に計上している。「建設工事積算基準書等」については、大阪府都市整備部公表の読替え規定を適用する。
- 2) 労務単価については、令和 6 年 3 月適用公共工事設計労務単価を採用している。
- 3) 材料・資材・機械リースの単価は、令和 6 年 4 月の物価本及び、令和 6 年度大阪府資材調査単価、令和 6 年度枚方市資材調査単価及び以下の単価を参考に計上している。

番号	名称	規格	単位	単価	適用
1	処分費(枝葉)	枚方市 中宮大池地区	t	6,000 円	見積り
2	処分費(根)	枚方市 中宮大池地区	t	12,800 円	見積り
3	処分費(竹)	枚方市 中宮大池地区	t	18,200 円	見積り

第4章 その他

1. その他

- 1) 受注者は、着手日・完了日・休日等重要事項は、必ず市監督員に連絡すること。
- 2) 安全対策、住民対策等については受注者で行うこと。
- 3) 本市は多くの先人たちによって築き上げ、守られてきた恵み豊かな環境を後世に伝えていくため、令和2年2月に宣言した「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」やSDGs(持続可能な開発目標)のゴール達成を見据え、第3次枚方市環境基本計画のテーマである「地域から地球へ、みんなでつなぐ豊かな環境～住み続けたいまち 枚方～」の実現に向けて、市民、事業者と連携・協力を図りながら、積極的に環境保全の取り組みを進めていくため令和3年4月1日「枚方市環境方針」を策定した。
業務に関しては、別紙「環境方針」を参考に十分環境に配慮され執行されたい。

枚方市環境方針

＜基本理念＞

枚方市は、淀川とその支流である船橋川、穂谷川、天野川からなる豊富な水の流れや東部地域に広がる里山、身近にふれあえるみどりなどの豊かな自然環境に恵まれ、歴史や文化を大切に継承しながら、住宅都市として発展してきました。

近代の私たちの日常生活や経済活動は、市域の身近な環境だけでなく、地球温暖化をはじめとする地球環境にも大きく影響を与えています。

本市は、多くの先人たちによって築き上げ、守られてきた恵み豊かな環境を後世に伝えていくため、令和2年2月に宣言した「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」やSDGs（持続可能な開発目標）のゴール達成を見据え、第3次枚方市環境基本計画のテーマである「地域から地球へ、みんなでつなぐ豊かな環境～住み続けたいまち 枚方～」の実現に向けて、市民、事業者と連携・協力を図りながら、積極的に環境保全の取り組みを進めていきます。

＜基本方針＞

1. 本市独自の環境マネジメントシステムの運用により、環境負荷の継続的な低減を図ります。
2. 「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言」に基づき、省エネルギー活動や再生可能エネルギーの普及拡大など、二酸化炭素排出量の削減に向けた取り組みを推進します。
3. 第3次枚方市環境基本計画に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進します。
4. 「プラごみダイエット～ポイ捨てゼロ宣言」に基づき、プラスチックごみのポイ捨て防止の啓発活動や使い捨てプラスチックの削減に向けた取り組みを推進します。
5. 事業活動のあらゆる面において、環境に配慮を行い、すべての組織で率先した環境保全の取り組みを追求していきます。
6. 環境に関連する法令や協定等を遵守し、環境汚染の予防に努めます。
7. 職員の環境意識を高め、自ら考え、環境に配慮した行動が実践できるように研修を実施します。
8. 環境方針は、すべての職員に周知するとともに、市民等に公表します。

令和3年4月1日

枚方市長 伏見 隆